

鯖江市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、鯖江市中学校（以下「中学校」という。）の休日の部活動を、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）へ段階的に移行し、生徒が持続的にスポーツ・文化芸術活動に取り組める望ましい環境の整備を図るため、鯖江市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議および検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 中学校の部活動を地域クラブ活動に移行することに関する事項
- (2) 中学校の地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (3) 生徒、保護者および教職員への実態調査および研究に関する事項
- (4) 教職員の業務改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中学校の地域クラブ活動に係る必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は20人以内とし、次の各号に該当するものうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鯖江市スポーツ協会代表
- (3) 鯖江市総合型地域スポーツクラブ代表
- (4) 鯖江市スポーツ少年団代表
- (5) 吹奏楽関係者
- (6) 合唱関係者
- (7) 鯖江市PTA連合会代表
- (8) 鯖江市中学校校長会代表
- (9) 鯖江市中学校教職員代表
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第4条 協議会に委員長1名および副委員長1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

- 2 教育長は、中学校の地域クラブ活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して委員の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鯖江市教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。